

令和3年小千谷市教育委員会第3回定例会 会議録

1. 開会・閉会日時
令和3年3月23日（火）午後4時00分
2. 場所
総合体育館大会議室
3. 出席構成員
教 育 長：松井周之輔
委 員：鈴木進五 新谷梨恵子 和田正樹 井上みゆき
関係職員：学校教育課 長谷川課長 久須美課長補佐 佐藤参事 岩田参事 篠田学事係長
山田庶務係長
生涯学習課 井口課長 近藤課長補佐 高橋室長 岡元社会教育係長
4. 議題
 - 日程1 **令和3年 第3回定例会議事録の承認について**
承認
 - 日程2 **議案第 6号 小千谷市教育委員会組織規則の一部を改正する規則の制定について**
小千谷市職員の給与に関する条例の改正に伴う役職の廃止により、所要の改正を行うもの
原案可決

議案第 7号 小千谷市教育支援委員会規則の一部を改正する規則の制定について
字句の改正に伴い、所要の改正を行うもの
原案可決

議案第 8号 小千谷市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について
押印の廃止に伴い、所要の改正を行うもの
原案可決

議案第 9号 小千谷市立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について
押印の廃止に伴い、所要の改正を行うもの
原案可決

議案第10号 小千谷市立学校の施設、設備の管理に関する規則の一部を改正する規則の制定について
押印の廃止に伴い、所要の改正を行うもの
原案可決

議案第11号 小千谷市教職員住宅管理規程の一部を改正する規程の制定について
押印の廃止に伴い、所要の改正を行うもの
原案可決

議案第12号 小千谷市都市公園体育施設等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について
押印の廃止に伴い、所要の改正を行うもの
原案可決
 - 日程3 **報告 ・月例事務報告兼教育委員会・教育長の予定について**
月例事務報告兼教育委員会・教育長の予定について日程を確認。

日程4 協議 ・次回の定例教育委員会開催日について

次回、令和3年第4回定例会は4月21日（水）午後3時30分から市民会館2階第1中会議室にて開催することで決定。

午後4時25分閉会

（以下、非公開）

日程5 議案第13号 臨時代理について（教育委員会事務局、教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事を行うことについて）

午後4時36分閉会

引続き、令和3年小千谷市教育委員会第3回協議会 開催

午後5時20分閉会

令和3年 小千谷市教育委員会第3回定例会議事録

開会・閉会日時	令和3年3月23日（火）午後4時00分～午後4時25分
場 所	総合体育館体育団体室
出席構成員	松井周之輔 鈴木進五 新谷梨恵子 和田正樹 井上みゆき
欠席構成員	
関係職員	学校教育課 長谷川課長 久須美課長補佐 佐藤参事 岩田参事 篠田学事係長 山田庶務係長 生涯学習課 井口課長 近藤課長補佐 高橋室長 岡元社会教育係長
議事録作成者	学校教育課 山田庶務係長
議 題	(公開) 日程1 令和3年 第2回定例会議事録の承認について 日程2 議案第6号 小千谷市教育委員会組織規則の一部を改正する規則の制定について 議案第7号 小千谷市教育支援委員会規則の一部を改正する規則の制定について 議案第8号 小千谷市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について 議案第9号 小千谷市立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について 議案第10号 小千谷市立学校の施設、設備の管理に関する規則の一部を改正する規則の制定について 議案第11号 小千谷市教職員住宅管理規程の一部を改正する規程の制定について 議案第12号 小千谷市都市公園体育施設等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について 日程3 報 告 月例事務報告兼教育委員会・教育長の予定について 日程4 協 議 次回の定例教育委員会開催日について
傍 聴 者	0名
発 言 者	内 容
松井教育長	これより小千谷市教育委員会第3回定例会を開催します。 ただいま出席者数5名で定足数に達しています。本定例会に提案された会議の案件並びに本日の議事日程は、ご案内のとおりです。

松井教育長	<p>日程1 令和3年第2回定例会議事録の承認について を上程します。事務局から何か修正等ありましたらお願いします。</p> <p>(事務局なし)</p>
松井教育長	<p>委員の皆さんから何か修正等ありますでしょうか。</p> <p>(全委員 なし)</p>
松井教育長	<p>それでは、議事録を承認することよろしいでしょうか。</p> <p>(全委員 異議なし)</p>
松井教育長	<p>それでは、第2回定例会の議事録を承認することとします。</p>
松井教育長	<p>次に、日程2 議案第6号 小千谷市教育委員会組織規則の一部を改正する規則の制定について を上程します。事務局より説明をお願いします。</p>
長谷川課長	<p>ただいま上程になりました議案第6号「小千谷市教育委員会組織規則の一部を改正する規則の制定について」説明します。</p> <p>この規則は、小千谷市教育委員会に置く事務局、教育機関及びその他の機関の組織、分掌事務等について必要な事項を定めた規則です。改正の内容は、小千谷市職員の給与に関する条例の改正、役職の改正に伴い改正するもので、上席副参事の役職が廃止になることに合わせて、教育委員会組織規則も改正するものです。以前、職員の年齢構成の関係で、課長職の管理職が一度に退職を迎える時期があり、そうした場合に、管理職経験の浅い職員の多くが大量に課長となった際の影響を考慮して、管理職級の課長補佐扱いの上席副参事職を作りました。その後、年齢構成の平準化が進んだ関係で、そうした配慮が不要となったことから、上席副参事の役職を廃止するものです。</p> <p>それでは、議案第6号別紙をご覧ください。第17条第1項、第2項において、「上席副参事」を削除するものです。附則は、この改正規則の施行期日であり、令和3年4月1日からとするものです。以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、承認くださいますようお願いいたします。</p>
松井教育長	<p>議案第6号について、委員の皆さんから何か質問やご意見などありますでしょうか。</p> <p>(全委員 なし)</p>
松井教育長	<p>それでは、議案第6号につきましてご承認いただけますでしょうか。</p> <p>(全委員 異議なし)</p>
松井教育長	<p>それでは、議案第6号につきましてご承認いただきました。</p>
松井教育長	<p>次に、議案第7号 小千谷市教育支援委員会規則の一部を改正する規則の制定について を上程します。事務局より説明をお願いします。</p>
長谷川課長	<p>ただいま上程になりました議案第7号「小千谷市教育支援委員会規則の一部</p>

	<p>を改正する規則の制定について」説明します。</p> <p>この規則は、障害を有する児童生徒の、障害の種類や程度等の判定及び適切な就学支援などを行うため、小千谷市教育委員会の要請に応じ必要な事項について調査、審議することを目的として、教育支援委員会を設置することを定めた規則です。改正の内容は、この規則で定める教育支援委員会に諮る児童生徒について、実際には、支援を必要とされる児童生徒の状態、程度がさまざまであり、障害者手帳を持っていない児童生徒も多い中で、対象者の定義として、一律に「障害を有する」児童生徒とするのではなく「支援を必要とする」児童生徒のほうが、より実情に即していること、また、教育支援委員会においては、障害の種類や程度を「判定」すなわち、「決定」するのではなく、「判断」を行っているという扱いであることから、それにしたがって字句の改正、また、その他の字句の修正を行うものです。</p> <p>それでは、議案第7号別紙をご覧ください。第1条第1項において、「障害を有する」を「心身の障害等により、教育上特別な支援を必要とする」に改め、また、「判定」を「判断」に改めるものです。第2条第2項で、「次に掲げる者」の後に「のうち」を加えるものです。附則は、この改正規則の施行期日であり、令和3年4月1日からとするものです。以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、承認くださいますようお願いいたします。</p>
松井教育長	この改正は、県の条例等の改正に伴うものでしょうか。
長谷川課長	総合支援学校の校長などからお話を聞くなどするなかで、より適切な表現に改めるというものです
松井教育長	それでは、議案第7号について、委員の皆さんから何か質問やご意見などありますでしょうか。
和田委員	当事者の気持ちを考えると適切な改正だと思います。1点、改正案では、「以下「障害児」という。」という部分が削除されるわけですが、改正後はそういった、総称するような名称は決めずにいくということでしょうか。
長谷川課長	条文上では、こういった「以下～という。」といった表現は、定義が長いものについて、それ以降の条文に出てくるものを短く置き換えています。今回の場合は、改正前の条文においても、この第2条以下に、「障害を有する児童及び生徒」という文言が出てきませんので、そもそも不要だったということで、今回の改正に併せ、削除するものです。
松井教育長	障害の「害」の字については、「がい」と仮名で表現されることが多いですが、条文などについては、漢字を使用していますので、この規則でも漢字で掲載しています。
松井教育長	それでは、議案第7号につきましてご承認いただけますでしょうか。
	(全委員 異議なし)
松井教育長	それでは、議案第7号につきましてご承認いただきました。
松井教育長	次に、議案第8号 小千谷市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について 及び議案第9号 小千谷市立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について、議案第10号 小千谷市立学校の施設、設備の

<p>長谷川課長</p>	<p>管理に関する規則の一部を改正する規則の制定について、議案第11号「小千谷市教職員住宅管理規程の一部を改正する規程の制定について」、議案第12号「小千谷市都市公園体育施設等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、を一括して上程します。事務局より説明をお願いします。</p> <p>ただいま上程になりました議案第8号「小千谷市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第9号「小千谷市立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第10号「小千谷市立学校の施設、設備の管理に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第11号「小千谷市教職員住宅管理規程の一部を改正する規程の制定について」説明します。</p> <p>改正の内容ですが、提案の議案、この8号から11号まで、全て押印の廃止に伴う改正です。押印の廃止については、国の押印の見直しの方針に従い、本市においても「どうしても残さなければならない手続きを除き、速やかに押印を見直す」こととして、可能な限り押印を廃止する方向で手続きを進めているところです。それに従いまして、教育委員会でも見直しを行い、可能な押印廃止のための規則の改正です。</p> <p>それでは議案第8号別紙をご覧ください。第20条第2項で「請願者が押印のうえ」の部分、第21条第1項の「陳情者が押印のうえ」を削除するものです。附則は、この改正規則の施行期日であり、令和3年4月1日からとするものです。</p> <p>続いて、議案第9号「小千谷市立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定」についてです。改正趣旨は今ほど申し上げました第8条と同じく押印廃止に伴うものです。</p> <p>議案第9号別紙をご覧ください。様式第1号（児童生徒の出席停止に関する学校からの報告書の様式で、学校長の印を必要としている様式）及び様式第3号（児童生徒の出席停止を解除する際の報告書の様式）の「印」を削除するものです。附則は、改正規則の施行期日を令和3年4月1日からとするものです。</p> <p>続いて、議案第10号「小千谷市立学校の施設、設備の管理に関する規則の一部を改正する規則の制定について」です。趣旨は同じく、押印廃止によるものです。議案第10号別紙をご覧ください。別記様式（災害が発生した際の報告書の様式で、学校長の印を必要としている様式）の「印」を削除するものであり、附則は施行期日を令和3年4月1日とするものです。</p> <p>続いて、議案第11号「小千谷市教職員住宅管理規程の一部を改正する規程の制定について」であり、趣旨は同じです。議案第11号別紙をご覧ください。様式第1号（教職員住宅入居申込書の様式で、申し込む方の印を必要としている様式）、様式第5号（居室退去の際の届け出の様式）での、2か所の印を削除するものであり、附則は同じく施行期日を令和3年4月1日とするものです。以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、承認くださいますようお願いいたします。</p>
<p>井口課長</p>	<p>続きまして、議案第12号「小千谷市都市公園体育施設等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」説明します。</p> <p>この規則は、小千谷市都市公園条例に規定する有料公園施設、これは白山運動公園、信濃川河川公園及び千谷運動公園の3か所になりますが、これらの管理運営について必要な事項を定めた規則です。改正の内容は、議案第8号から議案第11号までの議案と同様、押印見直しによる改正を行うものです。</p> <p>それでは、議案第12号別紙をご覧ください。様式第2号中「氏名 印」の「印」を削り、「氏名」のみとするものです。この様式は、有料公園施設を有する都市公園を使用する際、行商や募金の行為、業(ぎょう)としての写真</p>

	<p>や映画の撮影、興行の実施、競技会や展示会などの催しで都市公園を独占して利用する場合などにあらかじめ提出してもらった申請書となります。押印を求める判断基準に照らし、法令等で義務付けられているものや支出の根拠となるものではなく、他の情報で確認できるものであることから、申請者の押印を不要とするものです。附則は改正規則の施行期日で、令和3年4月1日とするものです。以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、承認くださいますようお願いいたします。</p>
松井教育長	<p>議案第8号から12号について、委員の皆さんから何か質問やご意見などありますでしょうか。</p>
和田委員	<p>名前を記載してそこに押印をする場合のその押印の部分をなくすということだと思いますが、一部判断のつかないものがありまして、例えば教育長がこの書類を確認した、という場合に必要な印を押すような箇所もこの中に含まれているのでしょうか。稟議書の確認欄の印のような箇所です。議案第9号、第10号でそのあたりが不明なのですが。</p>
長谷川課長	<p>例えば、議案第9号の様式は、出席停止に関し、教育委員会宛の報告様式であり、学校長の氏名を記入し、押印していましたが、その押印部分の廃止になります。</p>
和田委員	<p>校長の氏名を記入する欄があり、そこに校長が押印する箇所があり、その押印部分の廃止ということであれば問題ないのですが、担当者が氏名を記入し、そこに校長の確認印の欄があり、その確認印の箇所であると、いかがなものかと思いました。それであればよろしいと思います。</p>
松井教育長	<p>ほかに委員の皆さんから何か質問やご意見などありますでしょうか。</p> <p>(全委員 なし)</p>
松井教育長	<p>それでは、議案第8号につきましてご承認いただけますでしょうか。</p> <p>(全委員 異議なし)</p>
松井教育長	<p>それでは、議案第8号につきましてご承認いただきました。</p>
松井教育長	<p>次に、議案第9号につきましてご承認いただけますでしょうか。</p> <p>(全委員 異議なし)</p>
松井教育長	<p>それでは、議案第9号につきましてご承認いただきました。</p>
松井教育長	<p>次に、議案第10号につきましてご承認いただけますでしょうか。</p> <p>(全委員 異議なし)</p>
松井教育長	<p>それでは、議案第10号につきましてご承認いただきました。</p>
松井教育長	<p>次に、議案第11号につきましてご承認いただけますでしょうか。</p>

松井教育長	<p>(全委員 異議なし)</p> <p>それでは、議案第11号につきましてご承認いただきました。</p>
松井教育長	<p>次に、議案第12号につきましてご承認いただけますでしょうか。</p> <p>(全委員 異議なし)</p>
松井教育長	<p>それでは、議案第12号につきましてご承認いただきました。</p>
松井教育長	<p>次に、日程3 報告に移ります。月例事務報告兼教育委員会・教育長の予定について を上程します。事務局より修正や追加説明があればお願いします。</p> <p>(事務局なし)</p>
松井教育長	<p>4月は1日に教職員辞令交付式等がありますし、4月9日は第1回校長会・教頭会合同会議が予定されています。辞令交付の際はお名前を紹介させていただきますし、9日は委員の皆さんから一言ずつご挨拶をいただきますのでよろしくをお願いします。</p> <p>委員の皆さんから何かご報告などありましたらお願いいたします。</p> <p>(全委員 なし)</p>
松井教育長	<p>次に、日程4 協議に移ります。次回の定例教育委員会開催日につきまして上程します。事務局より4月21日(水)午後3時40分から、市民会館2階第1中会議室で開催する案となっております。当日は小千谷小学校にて、午後2時45分から令和3年度小千谷市教育研究会総会が予定されております。午後3時30分頃終了予定ですので、総会終了後、恐れ入りますが市民会館までご移動をお願いします。委員の皆さんのご予定はいかがでしょう。</p> <p>(各委員日程確認)</p>
松井教育長	<p>それでは、次回第4回定例会は、4月21日(水)午後3時40分から、市民会館2階第1中会議室にて開催することとします。</p>
松井教育長	<p>以上で公開案件は全て終了しました。</p>

上記委員会の次第を記載し、その相違ないことを証明するため、ここに署名する。

令和3年4月21日

小千谷市教育委員会

教育長